

No.	回答日	介護サービスの種別	様式等	質問内容	回答内容
1		4) 特定施設入居者生活介護への転換	その他	<p>機能訓練指導員の人員基準について</p> <p>病院に勤務する理学療法士等が特定施設入居者生活介護の施設で週に数時間勤務した場合、非常勤職員の機能訓練指導員として特定施設入居者生活介護の人員基準にカウントすることは可能でしょうか。</p> <p>例) 常勤換算 病院：介護施設 (0.9 : 0.1)</p>	<p>特定施設入居者生活介護の人員基準では、「機能訓練指導員は1以上」とされていますので、ご質問の内容のとおり非常勤職員として数時間勤務した場合もカウントすることは可能です。但し、医療施設側の人員基準等についても満たすことができるよう、併せてご確認ください。</p>